

## 抜 粋

### ①法附則第4条第1項

第4条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

### ②省令附則第4条第1項

第4条 改正法附則第14条第1項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 住民票の写し
- 2 新法附則第3条第1項に規定する特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得した者であることを証する書類
- 3 その他必要な書類

### ③省令別表第一（第26条の3、附則第4条、附則第13条関係）

#### 1 基本研修

##### ○1 講義

科 目	時間数
人間と社会	1. 5
保健医療制度とチーム医療	2
安全な療養生活	4
清潔保持と感染予防	2. 5
健康状態の把握	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	1 1
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	1 0
高齢者及び障害児・者の経管栄養手順解説	8
合計	5 0

##### ○2 演習

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	5回以上

経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

## 2 実地研修

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

### ④省令別表第二（附則第4条、附則第13条関係）

#### 1 基本研修

##### ○1 講義

科目	時間数
人間と社会	1.5
保健医療制度とチーム医療	2
安全な療養生活	4
清潔保持と感染予防	2.5
健康状態の把握	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	1.1
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	1.0
高齢者及び障害児・者の経管栄養手順解説	8
合計	5.0

##### ○2 演習

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

## 2 実地研修

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	20回以上

### ⑤省令別表第三（附則第4条、附則第13条関係）

#### 1 基本研修

科目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	
喀痰吸引等に関する演習	1
合計	9

## 2 実地研修

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

### ⑥法附則第4条第3項

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
3. この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
4. 第42条第2項において準用する第32条第1項第2号又は第2項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

5. 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者

#### ⑦法附則第4条第2項

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

#### ⑧法附則第5条第1項

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第5条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

#### ⑨施行令附則第5条

（委託することのできない事務）

第5条 法附則第5条第1項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

1. 法附則第4条第2項の規定による認定の事務
2. 法附則第4条第3項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

#### ⑩省令附則第9条

（委託契約書の作成）

第9条 法附則第五条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託は、あらかじめ、都道府県知事と当該都道府県の区域に所在する法附則第4条第2項に規定する登録研修機関（附則第15条において「登録研修機関」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。

#### ⑪法附則第5条第2項

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあつては、前条第2項の登録（次条から附則第9条まで並びに附則第16条、第17条及び第19条において「登録」という。）を受けた者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## ⑫省令附則第5条各号

(認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請)

第5条 法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。)の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、附則第13条第3号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類及び住民票の写しを添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 喀痰吸引等研修を修了した特定行為
- 三 その他必要な事項

## ⑬省令附則第7条

(変更の届出)

第7条 認定特定行為業務従事者は、附則第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

## ⑭省令附則第8条

(認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請等)

第8条 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、遅滞なく、再交付申請書を、汚損した場合にあっては、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、これを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、速やかにこれを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に返納しなければならない。

## ⑮法附則第4条第4項

4 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

1. 前項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
2. 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合
3. 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

#### ⑩施行令附則第4条第1項

(認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第4条 法附則第4条第4項の規定により同条第1項の認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。)の返納を命ぜられた法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

#### ⑪「介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72条。)附則第14条

第14条 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する特定行為(以下この項において「特定行為」という。)を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者(この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の認定を受けた者に対しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる。

#### ⑫「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号) 附則第4条第1項

第4条 改正法附則第14条第1項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 住民票の写し
- 2 新法附則第3条第1項に規定する特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得した者であることを証する書類
- 3 その他必要な書類